

e o 光ネット【マンションタイプ】
一括契約規約

2026年1月13日

株式会社オプテージ

目 次

第1条	用語の定義
第2条	本規約の範囲および変更
第3条	通知および同意の方法
第4条	一括契約の種別
第5条	一括契約の申し込み
第6条	一括契約の成立
第7条	管理代表者の義務
第8条	登録内容の変更
第9条	一括契約の解約
第10条	一括契約の解除
第11条	最低利用期間
第12条	提供するサービス
第13条	サービスの中止・中断
第14条	サービス提供の停止
第15条	通信利用の制限など
第16条	他ネット接続
第17条	料金の適用
第18条	本サービス利用料金等の支払義務
第19条	料金計算方法など
第20条	料金などの支払方法
第21条	手続きに関する料金
第22条	割増金
第23条	延滞利息
第24条	端数の処理
第25条	利用前の準備
第26条	ユーザーIDおよびパスワードなどの管理
第27条	管理代表者および所属会員に係る情報の利用
第28条	サービスの運営
第29条	接続方法
第30条	禁止事項
第31条	所有権
第32条	著作権
第33条	免責事項
第34条	承諾の限界
第35条	準拠法
第36条	管轄裁判所
第37条	本サービスの終了
第38条	その他

附則

e o 光ネット【マンションタイプ】一括契約規約

株式会社オプテージ（以下「当社」という）は、当社の提供するe o 光ネット【マンションタイプ】サービス（以下「本サービス」といいます。）に関し、本サービスを提供するマンションなどの建物所有者（以下「管理代表者」といいます。）に対し、以下のとおり一括契約規約

（以下「本規約」といいます。）を定めます。

（用語の定義）

第1条 この本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 e o 光ネット【マンションタイプ】サービス	マンションなどに引き込まれたインターネット接続専用回線および、マンションなどに設置された、本サービスを行う上で必要な共用設備を用いてインターネット網に接続するサービス。
2 管理代表者	一括契約を締結するマンションなどの建物所有者（建物竣工までは売主、竣工後は管理組合。但し、管理組合より管理受託を受ける管理会社も含まれます。）
3 所属会員	一括契約された状態にあるマンションなどの居住者または入居者。
4 プロバイダー	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者。
5 電子メール	メールアドレスを使用してメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生または転送などを行うことができるサービス。
6 IPアドレス	インターネットへ接続するためのネットワークおよびネットワーク内の各ホストコンピューターに付与される番号。
7 メールアドレス	電子メールの宛先を示す形式。
8 認証ID	当社がサービスを提供するために必要な英数字の組合せ（動的グローバルIPアドレスを付与するものに限りません。）。

（本規約の範囲および変更）

第2条 本規約は、本サービスの利用に関し、当社、所属会員および管理代表者に適用します。

2 当社が別途規定する個別規定、および当社が随時管理代表者に通知する追加規定は本規約の一部を構成します。ただし、本規約と個別規定および追加規定が異なる場合には、個別規定および追加規定が優先するものとします。

3 当社は、管理代表者の承諾を得ることなく、本規約を変更でき、管理代表者は当社からの通知をもってこれを承諾するものとします。

（通知および同意の方法）

第3条 当社から管理代表者への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、本サービス経由の電子メール、本サービス上の一般掲示、またはその他当社が適当と認める方法により行われるものとします。

- 2 前項の通知が本サービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され、管理代表者がアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって管理代表者への通知が完了したものとみなします。
- 3 本条第1項の通知が電子メールで行われる場合、管理代表者の電子メールアドレス宛に発信し、管理代表者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもって管理代表者への通知が完了したものとみなします。
- 4 管理代表者は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお電子メールの閲覧とは、管理代表者がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に表示し内容を熟読して確認することをいいます。

(一括契約の定義)

第4条 本サービスは、管理代表者が管理するマンションなどにおいて全居住者が利用することを条件とします。

(一括契約の申し込み)

第5条 一括契約を希望する管理代表者は、本規約を承諾した上で、当社が別途指定する所定の手続きに従って、その管理するマンションなどに居住する本サービスへの入会希望者を、一括集約して申し込みをしていただきます。

(一括契約の成立)

第6条 一括契約は、当社が第5条(一括契約の申し込み)に規定する一括契約の申し込みを承認し登録した日(以下「登録日」という。)に成立するものとし、当社が本サービスの提供を開始した日を利用開始日とします。ただし、料金適用開始については、利用開始日の翌暦月の初日から開始するものとします。

- 2 当社は前項に規定する登録日以降に、第5条(一括契約の申し込み)に規定する手続きにて付与されるユーザーIDおよびパスワードなどと共に利用開始日を郵送などにて通知させていただきます。
- 3 当社は、契約を希望する管理代表者が以下の項目に該当する場合、一括契約を締結しない場合があります。
 - (1) 契約を希望する管理代表者が、過去に本規約違反などにより、第10条(一括契約の解除)に規定する措置が行われた経歴がある場合。
 - (2) 申込内容に虚偽、誤記または記入漏れがあった場合。
 - (3) 契約を希望する管理代表者の指定したクレジットカードまたは金融機関などの口座による利用停止処分などを含むその他の事由により、第18条第1項に規定する本サービス利用料金等の決済手段として利用できないことが判明した場合。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合、またはそのおそれがある場合。

(管理代表者の義務)

第7条 管理代表者は、所属会員の情報などについて責任をもって管理するとともに、所属会員が所属会員規約に基づき、適正に本サービスの利用を行うよう維持管理に努めていただきます。

(登録内容の変更)

第8条 管理代表者は、一括契約申込において届け出た内容に変更（所属会員の内容の変更も含みます。）があった場合には速やかに変更の通知を当社が別途指定する所定の手続きに従って行うものとします。

- 2 管理代表者は、前項の通知を怠った場合に当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

(一括契約の解約)

第9条 管理代表者が一括契約の解約を希望する場合には、所属会員の承諾のもと解約日の3カ月前までに、当社が別途指定する所定の手続きに従って届け出るものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず次の場合には、その一括契約解約の申し込みを承諾しません。

- (1) 利用開始日の含まれる当該月に解約の申し出をしたとき。
- (2) 一括契約の解約について全ての所属会員からの承諾が得られないとき。

- 3 契約解約時までの管理代表者が負う第21条第1項に規定する本サービス利用料金等その他の債務は、一括契約解約後といえども存続し、管理代表者は当社に対し、その履行義務を負います。また、当社は、当該債務についてすでに支払われた金銭の払戻義務を一切負わないとともに、管理代表者が一括契約解約に伴って、当社に対して、何らかの請求権を取得することを一切認めません。

(一括契約の解除)

第10条 当社は、次の場合には、その一括契約を解除することがあります。

- (1) 第14条（サービス提供の停止）の規定により本サービスの利用停止をされた管理代表者または所属会員が、その事実を解消しない場合。但し、その事実が当社の業務の遂行に支障をおよぼすと当社が判断したときは、本サービスの利用停止をしないで、その一括契約を解除することがあります。

- (2) 入会申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。

- 2 当社は第1項の規定により本サービスの利用停止をされた管理代表者が、その事実をなお解消しないとき、その事実が当社の業務の遂行に支障をおよぼすと当社が判断したときは、その一括契約を解除することがあります。

- 3 前項の規定により一括契約が解除された場合、管理代表者は、本サービスに係る一切の債務につき、全額をただちに支払うものとします。

- 4 当社は、第2項の規定により一括契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を管理代表者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 5 契約を解除する場合、管理代表者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物などの回復を要する場合には、管理代表者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

(最低利用期間)

第11条 本サービスについては、最低利用期間が設定されています。

- 2 前項の最低利用期間は、当社が別途一括契約申込書などで定める期間とします。

- 3 管理代表者は、前項の最低利用期間内に本サービスの契約解除があった場合は、当社が別途定める額を一括して支払うものとします。

(提供するサービス)

- 第12条 当社は、管理代表者に対し、別に定める内容および条件で本サービスを提供します。なお、本サービスの利用の際に、当社が別途提示する所属会員規約、個別規定またはその他の規約がある場合には、管理代表者は、本規約に加えて当該規約などに従うものとします。
- 2 当社は本サービスについて、理由の如何を問わず、本サービス内容の全部または一部を変更、追加または廃止することができるものとします。

(サービスの中止・中断)

- 第13条 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止・中断できるものとします。
- (1) 本サービスのシステムの保守を定期的にはまたは緊急に行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) その他、当社が本サービスの提供上、一時的な中断が必要と判断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止・中断するときは、あらかじめその旨を管理代表者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 3 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止・中断などの発生により、管理代表者、所属会員または第三者が被ったいかなる損害についても、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。

(サービス提供の停止)

- 第14条 当社は、管理代表者または所属会員が次のいずれかに該当するときは、本サービスまたは所属会員の利用にかかるサービスの提供を停止することがあります。
- (1) 第21条第1項に規定する本サービス利用料金等その他の債務（以下「本サービス利用料金等その他の債務」といいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第30条（禁止事項）に定める禁止事項に抵触する行為を行ったとき。
 - (3) その他本サービスの利用に係る本規約および所属会員の規定に違反したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日、および期間を管理代表者に通知します。
 - 3 本サービスの停止の理由が消滅した場合は次の各号に基づきサービスの停止を解除します。
 - (1) 本条第1項第1号の理由によるサービス停止の解除は、本サービス利用料金等その他の債務の支払が確認された時に行うものとします。なお、確認については金融機関などからの入金通知後、通常の事務手続きに基づき当社が確認を終了した時をもって確認完了といたします。

- (2) 本条第1項第2号または第3号の理由によるサービス停止の解除は、本規約および所属会員の規定に違反する行為を改善し、当社において再度の規定違反のおそれがないことが確認されたときをもって行うものとします。

(通信利用の制限など)

第15条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、それらの予防もしくは救援、交通、通信、電力供給の確保および秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を制限するときは、あらかじめそのことを管理代表者にお知らせします。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 異常トラフィック発生など通信が著しく輻輳した場合には、本サービスの利用を制限する場合があります。
- 4 当社は、ネットワークに過大な負荷を与える恐れのある利用方法をとる所属会員を認めた場合、もしくは本サービスの他の利用者に不都合が生じると当社が判断するとき、その所属会員のサービスの利用を制限する場合があります。

(他ネット接続)

第16条 本サービスの取扱いに関しては、外国の法令または国内外の電気通信事業者などが定める契約約款などにより制限されることがあります。

- 2 所属会員が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、所属会員は経由する全ての国の法令および通信事業者の約款など全てのネットワークの規則に従うものとします。

(料金の適用)

第17条 本サービスの各種料金は、当社が別に定める条件に従い、本サービスの料金（所属会員のオプションサービスに係る料金および事務手数料などを含みます。以下「サービス料金」といいます。）および当社指定のホームページに定めるブロードバンドユニバーサルサービス料（以下「ブロードバンドユニバーサルサービス料」といいます。）を適用します。

(注) ブロードバンドユニバーサルサービス料について定めた当社所定のホームページは、次のとおりです。<https://optage.co.jp/info/broadband-universal.html>

(本サービス利用料金等の支払義務)

第18条 管理代表者は、第19条（料金計算方法など）に規定する方法により計算したサービス料金、ブロードバンドユニバーサルサービス料およびその他費用等(以下「本サービス利用料金等」といいます。)に関する費用を一括して、支払うものとします。

- 2 サービス提供の中止・中断、停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときは、管理代表者は、その期間中の本サービス利用料金等その他の債務の支払を要します。
- 3 当社は、支払を要しない料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。

(料金計算方法など)

第19条 当社は、所属会員の月々の本サービス利用料金等を暦月に従って計算します。

- 2 料金適用開始については、利用開始日の翌月（暦月による。）から開始するものとします。
- 3 暦月の途中において本サービス利用契約を解除しても、本サービス利用料金等は日割計算しないものとします。
- 4 当社は当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、本条第1項の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、所属会員の月々のブロードバンドユニバーサルサービス料をその契約回線（1戸ごとに1契約回線とします。）ごとに計算します。共用部の契約回線が一括契約に含まれる場合は共用部の契約回線についても1契約回線ごとに計算の対象とします。

(料金などの支払方法)

第20条 管理代表者は、本サービス利用料金等その他の債務を当社が別に定める方法にて支払うものとします。

なお、本サービス利用料金等その他の債務の支払に関し、管理代表者は本規約に加え、第12条（提供するサービス）に規定するその他の会員規約などに従うものとします。

- 2 管理代表者は、決済方法としてクレジットカードを利用することを指定した場合には、当該クレジットカードの会員規約に従うものとします。この場合において、管理代表者は、当社が本サービス利用料金等その他の債務を、別途当社が指定する料金回収代行業者（以下「回収代行業者」という。）を通じて徴収することを承認していただきます。
- 3 管理代表者が前項以外の決済方法を指定する場合には、管理代表者は当社が、本サービス利用料金等その他の債務を、回収代行業者を通じて徴収することに同意するものとします。
- 4 管理代表者は、当社が本サービス利用料金等その他の債務の徴収に必要な情報を回収代行業者に開示することに同意するものとします。

(手続きに関する料金)

第21条 管理代表者からの請求により、本サービス利用料金等その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなった本サービス利用料金等に関する費用または割増金などの料金以外の債務をいいます。）がすでに当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）の発行を受けたときは、当社が別途定める支払証明書発行手数料の支払いを要します。なお、支払証明書の発行を受けようとするときは、支払証明書発行手数料のほか、印紙代および郵送料（実費）が必要な場合があります。

- 2 管理代表者からの請求または本サービス利用料金等その他の債務の支払いを現に怠るおそれがあることにより、本サービス利用料金等その他の債務の請求書等の発行を行ったときは、当社が別途定める請求書等発行手数料の支払いを要します。

なお、2021年4月以降発行分より、請求書等での支払いに伴う振込手数料は管理代表者の負担とします。

(割増金)

第22条 管理代表者は、本サービス利用料金等その他の債務に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別途定める方法により支払うこととします。

(延滞利息)

第23条 管理代表者は、本サービス利用料金等その他の債務（延滞利息を除きます。）について請求書に定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別途定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(端数の処理)

第24条 当社は、本サービス利用料金等その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

(利用前の準備)

第25条 管理代表者または所属会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアなどを準備するものとします。

(ユーザーIDおよびパスワードなどの管理)

第26条 管理代表者および所属会員は、入会申込後、当社が所属会員に付与するユーザーIDおよびパスワードなどの管理責任を負うものとします。

- 2 所属会員は、自己の責任においてユーザーIDおよびパスワードを本サービスのメール利用者に使用させることができるものとします。上記以外の理由で所属会員は、ユーザーIDおよびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買または質入などをしてはならないものとします。
- 3 ユーザーIDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによる損害の責任は管理代表者および所属会員が負うものとし、当社は一切責任を負いません。
- 4 管理代表者および所属会員は、ユーザーIDおよびパスワードが盗まれたり第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 5 管理代表者および所属会員は当社に対してユーザーIDおよびパスワードなどの照会をすることができます。その場合、当社が別途指定する所定の手続きに従って行うものとします。

(管理代表者および所属会員に係る情報の利用)

第27条 当社は、管理代表者および所属会員に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、本サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他の当社の一括契約規約および所属会員規約などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあた

り取得した個人情報の利用目的については、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、管理代表者および所属会員に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(サービスの運営)

第28条 当社は、第30条（禁止事項）第1項に規定する行為があると思われる場合、その他当社が必要と認める場合には、本サービス上で行われるサービスおよび所属会員が開設したホームページを監視し、これらへのアクセスを制限し、あるいはこれらを削除することができるものとします。また管理代表者および所属会員は監視、制限、削除に関していかなる請求も行うことはできないものとします。

(接続方法)

第29条 当社は、当社から発行する認証IDにより所属会員の接続を許可するものとします。

(禁止事項)

第30条 所属会員は本サービスの利用にあたって、以下の行為を行うことはできないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 詐欺、業務妨害など、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為、または犯罪に結びつくおそれのある行為。
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為。
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物などである疑いがあるものとして告示により広告などを広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行なう行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為。
- (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設・運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）。
- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為。
- (10) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして本サービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）。

- (11)有害なコンピュータープログラムなどを送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
 - (12)画面上での対話の流れを妨害し、または他の会員がリアルタイムに操作・入力しようとするに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
 - (13)人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為。
 - (14)不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為。
 - (15)当社もしくは、他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為。
 - (16)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為。
 - (17)違法行為（けん銃などの譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為。
 - (18)人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為。
 - (19)人を自殺に誘引または勧誘する行為。
 - (20)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為。
 - (21)その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。
 - (22)偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為。
 - (23)インターネット異性紹介事業(出会い系サイト)の開設、運営もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (24) 削除
 - (25) 削除
 - (26) 削除
 - (27)当社の承諾なく、本サービスを通じてお客様自身がプロバイダーとなる様な行為、またはそのおそれのある行為。
 - (28) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体などの広告を行う行為。
 - (29)その他、当社が不適切と判断する行為。
- 2 当社は、所属会員が前項各号の行為を行った場合、本規約に違反した場合、当社の通知や指導に従わなかった場合、その他当社が必要と認めた場合において、次の各号の措置を講ずることがあります。
- (1) 所属会員が本規約および所属会員規約に違反する行為を中止すること、および同様の行為を繰り返さないことを要請します。
 - (2) 紛争当事者間で、紛争の解決のための協議を行うことを要請します。
 - (3) 所属会員が発信、表示、掲示するデータ・情報を削除し、または管理代表者、他の所属会員、他の会員もしくは第三者が受信、閲覧できない状態に変更します。
 - (4) 所属会員の本サービスの利用を一時的に停止、または解約します。
- 3 管理代表者は、本サービスにおける決済方法として指定したクレジットカードおよび金融機関などの口座について以下の行為を行ってはならないものとします。
- (1) クレジットカードまたは金融機関などの口座の氏名を偽称する行為。
 - (2) 他人のクレジットカードまたは金融機関などの口座を不正に使用する行為。

(3) その他、クレジットカード会社あるいは金融機関などが不適切と判断する行為。

- 4 第1項から第3項に該当する管理代表者もしくは所属会員の行為によって当社および第三者に損害が生じた場合、管理代表者もしくは所属会員が資格を喪失した後であっても、管理代表者または所属会員は損害賠償など全ての法的責任を負うものとし、当社に迷惑をかけないものとします。この場合において、当社が徴収すべき本サービス利用料金等その他の債務がある場合には、管理代表者は当社に対したちに支払うこととします。

(所有権)

第31条 本サービスを構成する全てのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号もしくは当社と契約する情報提供事業者が提供するサービスまたはそれに付随する技術全般は、当社または当社と契約する当該情報提供事業者に帰属するものとします。

- 2 管理代表者および所属会員は、本サービス上にアップロードした情報またはファイルについて、本サービス上において利用する限り何らの請求権も保有しないものとします。
- 3 管理代表者および所属会員は、本サービス上にアップロードした情報もしくはファイルについて、本サービス上においてそれらを複製し頒布する権利または削除する権利を、当社または当社が別途任命する管理者に与えたものとします。
- 4 管理代表者および所属会員は、アップロードした情報またはファイルについて生じた全ての法的責任を負うものとします。

(著作権)

第32条 管理代表者および所属会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても本サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて、著作権法で認められた個人の私的利用の範囲外の使用をすることはできないものとします。

- 2 管理代表者および所属会員は、権利者の許諾を得ないで、いかなる方法においても自らまたは第三者をして、本サービスを通じて提供されるいかなる情報またはファイルについて使用し、公開し、または使用させ、公開させることはできないものとします。
- 3 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、管理代表者および所属会員は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社をいかなる場合においても免責し、損害を与えないものとします。

(免責事項)

第33条 当社は、本サービスの内容および所属会員が本サービスを通じて得る情報などについて、完全性、正確性、確実性、有用性などのいかなる保証も行わないものとします。

- 2 当社は、当社の責めに帰すべき理由により本サービスの提供をしなかったときに所属会員に損害が発生した場合は、そのサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、その状態が24時間以上継続したときに限り、その連続した時間に対応する日数（24時間の倍数である部分（小数点以下の端数は切り捨てます。））に限り、に相当する定額料金の額を上限として、当社が後に請求する本サービスの利用料から減額することにより、賠償に応じます。
- 3 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供される情報などの流失もしくは消失など、またはその他本サービスに関連して

発生した所属会員または第三者のいかなる損害についても、前項の場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

- 4 所属会員または第三者の本サービスに関連して発生した逸失利益を含む間接障害についても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

(承諾の限界)

第34条 当社は、管理代表者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した者に通知します。

(準拠法)

第35条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第36条 本サービスに関連して、管理代表者または所属会員と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

- 2 前項の協議をしても解決しない場合、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(本サービスの終了)

第37条 当社は、次の場合には、本サービスを終了することがあります。

- (1) 経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなり本サービスの運営が事実上不可能になったとき。
 - (2) 本サービスの利用者数が減少し、採算がとれなくなったとき。
 - (3) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。
- 2 この場合、管理代表者および所属会員に本サービス終了日の3カ月前までに通知を行うものとします。

(その他)

第38条 本規約に定めなき事項が生じた場合、管理代表者および当社は本規約の趣旨に従い、誠意を持って協議の上解決にあたるものとします。

附 則

(実施期日)

この規定は、2009年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2010年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2014年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2015年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2016年7月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2017年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年9月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2018年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2019年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2020年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2026年1月13日から実施します。